

報告第 13 号

和解について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 7 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

国家賠償請求事件に関する和解の成立について、小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 項の規定により臨時代理したので、同条第 3 項の規定により報告する。

議案第 60 号

和解について

国家賠償請求事件に関し、和解を成立させることについて、次のとおり議会の議決を求める。

1 和解の相手方

小城市在住

個人

2 事件名

佐賀地方裁判所 令和 4 年（ワ）第 52 号 国家賠償請求事件

3 事案の発生日

令和元年 11 月 8 日午後 3 時頃

4 事案の発生場所

小城市小城町岩蔵 1905 番地 1

小城市学校給食センター

5 事案の概要

相手方が、小城市学校給食センター内洗浄室の配送用プラットホーム開閉口付近にて台車洗浄作業に従事していたところ、左足が溝下約 1 メートル付近まで落下し、左大腿部を負傷したことから、損害賠償金及びこれに対する令和元年 11 月 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払いを求めたもの。

本訴訟は、9 回の期日を経てきたが、今般裁判所より和解勧告がなされたものである。

6 和解条項

(1) 被告は、原告に対し、本件見舞金として、金 30 万円を支払う義務のあることを認める。

(2) 被告は、原告に対し、前項の金員を令和 5 年 7 月末日限り、指定の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。

- (3) 原告及び被告は、本和解の内容につき、正当な理由なく第三者に口外しないことを約束する。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項で定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

令和5年6月23日提出

小城市長 江里口 秀次

提案理由

和解を成立させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決に付する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。